

国保会計の財政運営状況及び税率の見直しについて

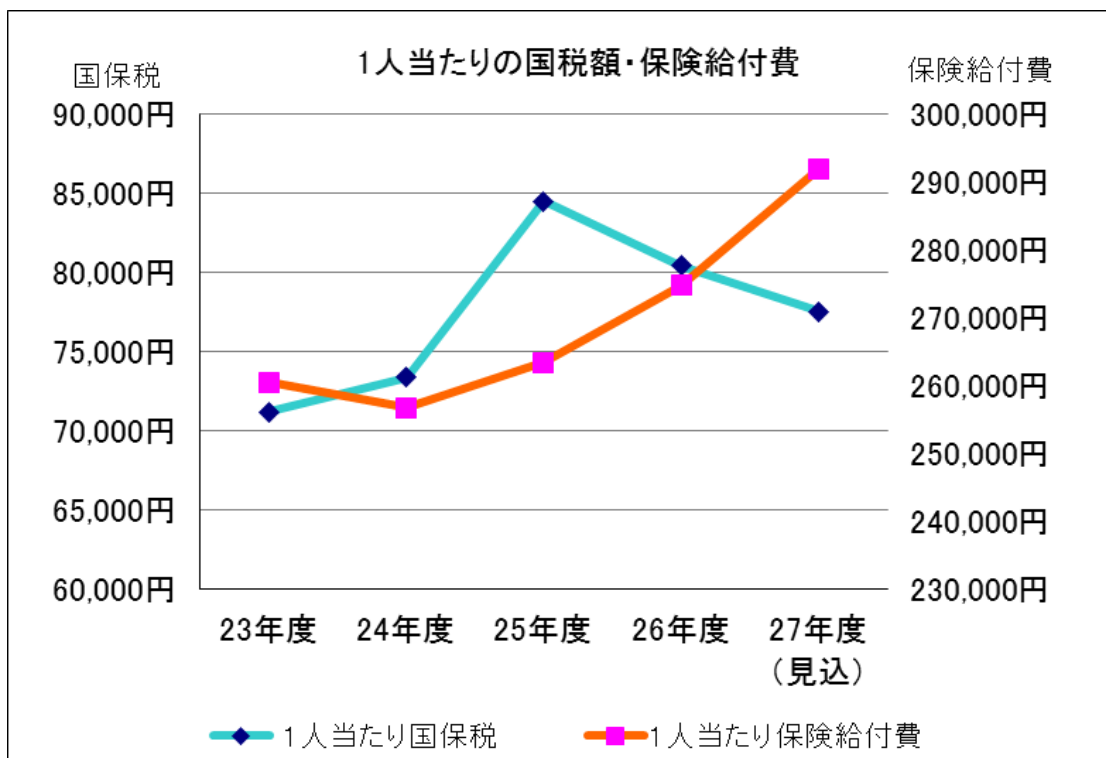
1. 決算の状況

- 単年度の歳入歳出の差引は平成 27 年度以降、赤字となる見込みです。
- 1 人当たり国保税は平成 25 年度から減少、同保険給付費は平成 24 年度から増加しています。

単位：千円

	23 年度 決算	24 年度 決算	25 年度 決算	26 年度 決算	27 年度 決算見込
歳入合計 A	3,879,124	3,957,339	4,065,249	3,939,579	4,325,861
うち国保税	719,768	730,522	817,030	757,775	703,319
1 人当たり国保税	71,187 円	73,375 円	84,517 円	80,460 円	77,552 円
歳出合計 B	3,867,017	3,862,334	3,983,887	3,901,494	4,386,598
うち保険給付費	2,633,855	2,556,826	2,546,804	2,587,895	2,647,590
1 人当たり保険給付費	260,494 円	256,813 円	263,453 円	274,782 円	291,938 円
歳入歳出差引 A - B	12,107	95,005	81,361	38,084	△ 60,737
単年度収支	△ 95,239	23,898	△ 13,644	△ 43,277	△ 98,821

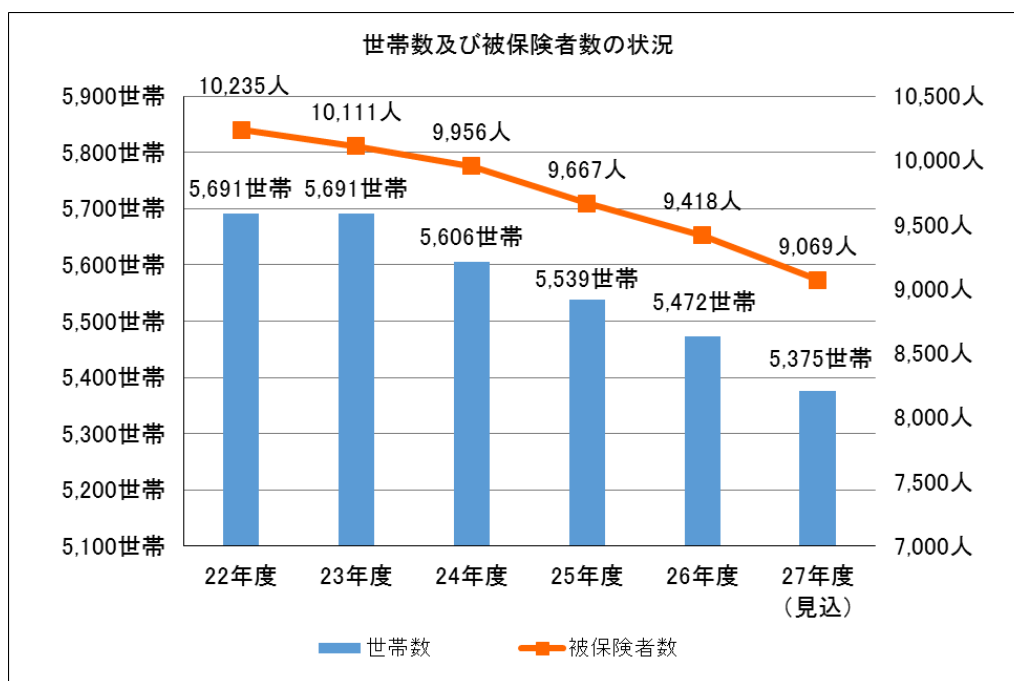
※ 単年度収支：歳入歳出差引から基金繰入金と前年度繰越金を差し引いた収支



2. 世帯数及び被保険者数の状況

- 被保険者数及び加入世帯数ともに減少傾向が続いています。一方で 65 歳～74 歳の高齢者の被保険者数は増加しています。

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (見込)
世帯数	5,691 世帯	5,691 世帯	5,606 世帯	5,539 世帯	5,472 世帯	5,375 世帯
被保険者数	10,235 人	10,111 人	9,956 人	9,667 人	9,418 人	9,069 人
うち 65 歳～74 歳	3,971 人	3,867 人	3,948 人	4,041 人	4,192 人	4,291 人



3. 被保険者の所得の状況

- 所得額に応じて課税される所得割が課税されない世帯と所得が200万円以下の世帯が8割強を占め、この割合は、年々上昇しています。低所得者層の増加は、国保税収入減少の要因となります。

所得割課税の状況

世帯の所得段階		24年度	25年度	26年度	27年度
所得割非課税	33万円以下	34.44%	34.48%	35.05%	36.19%
所得割課税	33万円超 200万円以下	49.25%	48.38%	48.51%	49.40%
	200万円超	16.31%	17.14%	16.44%	14.41%

4. 給付準備基金残高の推移

年度	基金保有高 年度末現在	年度中増減	
		基金取崩額	基金積立額
H23年度	59,599,263円	50,000,000円	80,694円
H24年度	621,391円	59,000,000円	22,128円
H25年度	641,693円	0円	20,302円
H26年度	641,853円	0円	160円

5. 過去の改正状況

- 平成18年度
赤字を解消するため、税率改正を実施しました。
- 平成23年度、平成24年度
積み立ててきた国保支払準備基金を取り崩して赤字分に補てんしました。その結果、基金も底を突く状況となりました。
- 平成25年度
基金からの繰入も不可能となり、赤字を解消するため、税率改正を実施しました。

平成 28 年度 見附市国民健康保険事業運営方針

国民健康保険制度は、地域医療保険制度の中核として市民の健康保持増進、福祉の向上に大きな役割を果たしている。

しかし、国保被保険者の年齢構成や医療費水準は、他の保険と比較して高く、加えて、所得水準が低いという構造的な課題も抱えており、財政運営面では一段と厳しさを増している。

当市の国民健康保険では、平成 28 年 1 月末現在で全市世帯の 36.8%にあたる 5,326 世帯が加入し、総人口の 21.6%にあたる 8,925 人が被保険者となっている。

加入世帯数、被保険者数ともに、減少傾向が続く一方で、1 人当り医療費は急速に進む高齢化や医療技術の高度化により今後も増加が見込まれる。

こうした中、昨年 5 月には国保法等改正案が成立し、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、制度の安定化を目指すこととなった。

現在、国では新制度の円滑な実施・運営に向け、協議を進めており、今後、県と市町村との協議の場も設けられる予定である。市では、国保の保険者として、動向を注視し適切に対応する必要がある。

また、国保財政の運営は被保険者が納入する国民健康保険税と国からの交付金などにより財源を確保し、保険給付を行うしくみとなっているため、負担と給付のバランスの調整を図り安定運営に努めていかなければならない。

今年度の事業運営にあたっては、被保険者への安定的なサービス提供のために、次に掲げる各項目について事業を進める。

1 財政安定化対策

依然として国保財政は厳しい状況が続いており、平成 26 年度の決算では、前年度からの繰越金を引いた単年度収支は赤字となったものの、形式収支は黒字となったことから繰上充用は回避できた。

しかし、平成 27 年度の決算見込みでは、形式収支が赤字となることは避けられない状況である。このため、平成 28 年度においては、財政の安定化を図るため税率改正の実施を検討する必要がある。

2 保険税の収納対策

現状の収納率を維持するため次の収納対策を実施する。

- ① 滞納分析、財産調査、所在調査を行い、滞納者の実態を把握するとともにその結果に基づき悪質な滞納者に対しては滞納処分を行うなど適正な処理に努める。
- ② 滞納額等から勘案して、納税折衝による完納が比較的容易と期待できる滞納者に対しては収納強化期間を設け、短期的かつ集中的な滞納整理を行う。
- ③ 口座振替による収納は納期限内納付による収納率向上に寄与するものであることから一層の推進に努める。
- ④ 納付書による納付については、金融機関窓口のほか、コンビニエンスストアでの納付により被保険者の利便性を高める。

- | | | | | |
|-----------|-------|---|--------|----------------------|
| ⑤ 収納率数値目標 | 現年度分 | : | 96.61% | (平成 26 年度 実績 96.50%) |
| | 滞納繰越分 | : | 17.00% | (平成 26 年度 実績 16.59%) |

3 適用の適正化対策

- ① 医療保険における被保険者の負担の公平化を期するため、退職者医療制度の適用徹底を図る。
- ② 日本年金機構と連携を図り、国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失一覧表を活用し、厚生年金保険等の資格を取得した者のうち国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対して異動手続きを促すものとする。
また、国民年金第2号被保険者資格喪失一覧表を活用し、会社等を退職し厚生年金等の資格を喪失した者に対して国保加入の手続きを促すものとする。
- ③ 国民健康保険税賦課及び軽減適用の適正化を図るため、所得の未申告者に対する申告勧奨を積極的に行う。

4 医療費適正化の推進

- ① レセプト点検事務を効率的に行うため、専門事務職員を3人雇用し、毎月請求されるレセプトについて診療内容点検、資格、請求点数等の点検業務にあたる。
- ② レセプト点検事務の事後処理として再審査請求、過誤調整、不当利得等に伴う返還請求等を行う。
- ③ 県などが主催するレセプト点検事務等研修会への積極的な参加と、県指導員の受入れにより点検員の技術向上を図る。
- ④ レセプト点検から重複受診者等を抽出し、同一疾病について複数の医療機関に受診している者や頻回受診者に対し保健師等による訪問指導を実施する。
- ⑤ 被保険者への健康に対する啓発や医療費に対する認識を深めてもらうため、国保連合会の共同事業として、保険医療機関等で治療を受けた時の医療費を年4回（1回3か月分）通知する。
- ⑥ 被保険者負担や国保財政負担の軽減の観点から国保連合会の共同事業として、ジェネリック医薬品差額通知を年3回通知する。また、ジェネリック医薬品希望カードを全被保険者に配布する。

5 保健事業の推進

疾病の予防あるいは早期発見、早期治療による重症化予防を図り、健康でいきいきと充実した生活を送ることができるよう次の取組みを実施する。

- ① 人間ドック、脳ドックへの助成

名 称	対 象 者	助成割合	定員（予定）
人間ドック	30 歳以上	料金の 7 割以内	260 名
脳ドック	〃	〃	108 名

- ② データヘルス計画を活用し、見附市の健康課題を明確にした上で、保健担当部署と連携し、効率の良い保険事業の取組を行う。
- ③ 国保健康だよりの発行、健康講座の開催など医療費分析結果等を反映させたポピュレーションアプローチの取組を強化する。
- ④ メタボリックシンドローム該当者及び予備群には生活習慣病の重症化を予防するため、個別指導や個別訪問を実施するなどハイリスクアプローチの取組を強化する。

- ⑤ 特定健診・特定保健指導については、節目年齢（40・50・60歳）の被保険者を対象とした料金の無料化や未受診者訪問等による受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。

あわせて、健診結果説明会に際しては、同時に初回面談も行い、保健指導の実施率の向上を図る。

6 広報活動の推進

- ① 国民健康保険制度の周知と健康意識の高揚のため、国保健康だよりの発行及び市広報、市ホームページへの情報掲載を行う。
- ② 国民健康保険税の仮算定通知、本算定通知の送付に際し、税額の計算方法や納税に関するお知らせ、口座振替の推進などのチラシを同封し制度の周知を図る。
- ③ 後期高齢者医療制度に関しても後期高齢者医療広域連合と連携し、合同の広報を行う。

7 会議等の予定

月	国民健康保険運営協議会関係	職 員 関 係
4月		国保担当課長会議 国保担当者会議
5月	協議会開催 税率改正について	国保初任者研修会
6月		
7月		
8月	県運協連絡会 総会及び研修会 協議会開催 決算報告ほか	
9月		
10月		県国保指導監査
11月		レセプト点検事務研修会
12月		レセプト点検の現地指導会
1月		県調整交付金(支援交付金)ヒアリング
2月	協議会開催 事業計画、予算ほか	
3月		

平成 28 年度 国民健康保険事業計画表

事業月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
賦課業務	賦課期日 4月1日 仮算定通知書送付 4月15日 （譲渡所得調査 5月中旬:税務課） 本算定通知書送付 7月15日 ※毎月15日納付書発送、毎月20日督促状発送											
収納業務	納税相談(通年) 滞納整理(通年) 徴収強化月間											
適用の適正化	所得未申告者への申告勧奨(通年)・退職者医療対象者の職権適用(通年)											
医療費適正化	縦覧点検(毎月)・資格点検(毎月)・第三者行為点検(通年)											
保健事業	国保ドックの実施(通年) 特定健診を6月、9月、12月に実施											
医療費通知	6月(12・1・2月分)			9月(3・4・5月分)			12月(6・7・8月分)			3月(9・10・11月分)		
ジェネリック医薬品差額通知	年3回(7月、11月、3月)											
広報活動	国保健康だより発行(年3回(7月、11月、3月)) 広報誌への記事掲載(随時) 市ホームページへの情報掲載(随時)											

平成28年度 国民健康保険事業特別会計 予算案(当初予算)

資料3【4 審議案②】

【歳入】

単位:千円

歳入内容		28年度	27年度	比較	前年度比	説明
1	国民健康保険税	684,700	752,700	△ 68,000	91.0%	国民健康保険事業の運営のため、被保険者から納めてもらう税金
2	督促手数料	400	400	0	100.0%	保険税が納期限内に納税されない場合に発送となる督促状の手数料(100円)
3	療養給付費等 国庫負担金	561,000	658,000	△ 97,000	85.3%	一般被保険者に係る療養給付費等について、国が32%を負担するもの
4	高額医療費共同事業国庫負担金	18,300	19,200	△ 900	95.3%	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を国が負担するもの
5	特定健診等国負担金	6,100	6,000	100	101.7%	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を国が負担
6	財政調整交付金	240,000	262,000	△ 22,000	91.6%	市町村の財政力の不均衡を調整するため、国が交付するもの(一般分医療給付費の9%相当)
7	療養給付費等交付金	150,000	252,900	△ 102,900	59.3%	退職被保険者に係る療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付を受ける交付金
8	前期高齢者交付金	1,210,000	1,097,000	113,000	110.3%	前期高齢者1人当たり医療給付費と前期高齢者加入率による財政調整
9	高額医療費共同事業県負担金	18,300	19,200	△ 900	95.3%	高額医療費共同事業の拠出金の1/4を県が負担するもの
10	特定健診等県負担金	6,100	6,000	100	101.7%	特定健康診査、特定保健指導の基準費用の1/3を県が負担
11	県財政調整交付金 県補助金	151,000	178,000	△ 27,000	84.8%	基準交付金(一般医療費の8%)＋支援交付金(健康づくりに対する取り組みの評価による加算1%)＝一般医療費の9%相当
12	高額医療費共同事業交付金	72,000	67,900	4,100	106.0%	一般被保険者に係る療養の給付に要した額が1件当り80万円を超えた場合、超過分が共同運営の財源から交付される
13	保険財政共同安定化事業交付金	854,000	788,000	66,000	108.4%	一般被保険者に係る療養の給付費が共同運営の財源から交付される
14	基金運用収入	1	1	0	100.0%	基金利子収入
15	一般会計 繰入金	331,000	285,000	46,000	116.1%	基盤安定分、財政安定化分、出産育児一時金分、職員給与費等を一般会計から繰り入れるもの
16	保険給付準備基金繰入金	1	1	0	100.0%	療養給付費等の増加により、歳入不足が生じた場合基金を取り崩し、繰り入れるもの
17	繰越金	20	20	0	100.0%	前年度からの繰越
18	延滞金	3,078	2,278	800	135.1%	保険税の滞納分に係る延滞金
19	雑入	3,000	3,400	△ 400	88.2%	第三者行為(交通事故等で被害者が国民健康保険を使用した場合、国保で負担した医療費を加害者に請求し収納する)など
合 計		4,309,000	4,398,000	△ 89,000	98.0%	

【歳出】

単位:千円

歳出内容		28年度	27年度	比較	前年度比	説明
1	一般管理費	75,357	76,760	△ 1,403	98.2%	国民健康保険事業運営に要する事務費等の費用
2	賦課徴収費	9,457	9,202	255	102.8%	保険税の賦課及び徴収に要する費用
3	運営協議会費	510	510	0	100.0%	国保運営協議会に要する費用
4	療養給付費	2,283,952	2,365,380	△ 81,428	96.6%	医療給付費の支払いに要する費用
5	高額療養費	276,700	266,250	10,450	103.9%	医療費のうち高額療養費の支払いに要する費用
6	移送費	80	80	0	100.0%	医師の指示により緊急的な必要性があり移送された場合に要する費用
7	出産育児一時金等	12,607	12,610	△ 3	100.0%	被保険者が出産した時に支給する一時金(1件42万円又は40万4千円)
8	葬祭費	5,000	5,000	0	100.0%	被保険者が死亡した時に葬儀を行った人へ支給する費用(1件5万円)
9	後期高齢者支援金等	480,070	492,070	△ 12,000	97.6%	後期高齢者(75歳以上)の医療費に当てるための支援金
10	前期高齢者納付金等	760	1,560	△ 800	48.7%	前期高齢者(65～74歳)の加入者数に応じた財政調整の拠出金
11	老人保健医療費拠出金	100	150	△ 50	66.7%	国保老人医療費の精算に充てるための拠出金
12	介護納付金	188,000	200,000	△ 12,000	94.0%	介護保険の費用に充てるための納付金(40～64歳が対象)
13	高額医療費共同事業拠出金	73,200	77,000	△ 3,800	95.1%	高額療養費共同事業交付金の運営に充てるための市町村拠出金
14	保険財政共同安定化事業拠出金	848,400	836,000	12,400	101.5%	保険財政共同安定化事業の運営に充てるための市町村拠出金
15	その他の共同事業拠出金	10	10	0	100.0%	国保連合会共同事務事業に係る拠出金
16	保健事業費	52,177	52,798	△ 621	98.8%	各種保健事業(特定健診、人間ドック助成)に要する費用
17	給付準備基金積立金	10	10	0	100.0%	保険給付準備基金への積立金
18	諸支出金	2,110	2,110	0	100.0%	保険税の還付及び国庫支出金等の精算に要する費用
19	予備費	500	500	0	100.0%	緊急的な支出に対応するための予算
合 計		4,309,000	4,398,000	△ 89,000	98.0%	

平成 28 年度 国保制度の主な改正について

○ 課税限度額の引上げ

- ① 保険税の基礎課税額の課税限度額を 54 万円(現行 52 万円)に引き上げる。
- ② 後期支援分に係る課税限度額を 17 万円(現行 16 万円)に引き上げる。

○ 減額の対象となる所得の基準の変更(低所得者に係る保険税軽減の拡充)

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘すべき金額を 26.5 万円(現行 26 万円)に引き上げる。

【改正後】

世帯主・当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『33 万円 + 被保者数 × 26.5 万円』以下で軽減該当

- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保者数に乘すべき金額を 48 万円(現行 47 万円)に引き上げる。

【改正後】

世帯主・当該世帯に属する被保険者の所得金額の合計額が、
『33 万円 + 被保者数 × 48 万円』以下で軽減該当